

公益社団法人 練馬区スポーツ協会 定款

第1章 総 則

[名 称]

第1条 この法人は、公益社団法人練馬区スポーツ協会と称する。

[事務所]

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

第2章 目的及び事業

[目 的]

第3条 この法人は、練馬区におけるスポーツの振興を目的とした事業を行い、区民の体力向上を図り、スポーツ精神を養い、もって区民の心身の健全な発展と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的とする。

[事 業]

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツに関する各種事業の開催
- (2) スポーツの指導者及び審判員の養成と育成
- (3) スポーツ団体等に対する助成その他の支援
- (4) ジュニアスポーツ事業の実施及びスポーツ少年団への支援と育成
- (5) スポーツ施設及び公園緑地等の管理運営
- (6) スポーツに関する情報の収集及び提供
- (7) 顕彰事業の実施
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

[法人の構成員]

第5条 この法人は、次の規定によりこの法人の社員となった者及び賛助会員をもって構成する。

- (1) 社員 この法人の事業に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体

[社員の資格の取得]

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

[経費の負担]

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、次に定める額を支払う義務を負う。

- (1) この法人の入会金は
社員 1団体 200,000円
賛助会員 なし
- (2) この法人の年会費は
社員 1団体 50,000円

賛助会員

① 個人会員 1口 5,000円1口以上

② 団体会員 1口 5,000円2口以上

(3) 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

[任意退社]

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

[除名]

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

[社員資格の喪失]

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに、該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が解散したとき

第4章 社員総会

[構成]

第11条 社員総会は、第5条第1号の社員をもって構成する。

[権限]

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

[開催]

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

[招集]

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員

総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

- 3 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

(1) 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 前項の規定による請求があった日から30日以内の日を社員総会の日とし、社員総会の招集の通知が発せられない場合

[議長]

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

[議決権]

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

[定足数]

第17条 社員総会は、社員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の社員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなし、代理権を証明する書面を公益社団法人に提出しなければならない。

[決議]

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

[議事録]

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事の代表1名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

[役員の設置]

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち2名以内を代表理事とする。

- 3 代表理事以外の理事のうち6名以内を業務執行理事とする。

[役員を選任]

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事及び監事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの法人と相互に密接な関係にある者)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)、所管する官庁の出身者、その他特別の関係にある者が理事現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。また、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

[理事の職務及び権限]

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

[監事の職務及び権限]

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

[役員任期]

第 24 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

[役員解任]

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

[報酬等]

第 26 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

この場合の支給基準については、総会の決議により別に定める。

[役員の実任の免除]

第 27 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において

準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事及び監事の職務の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、理事及び監事の同法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、損害責任額から同法第 113 条第 1 項第 2 号に規定する最低責任限度額を控除した額を限度として、免除することができる。

[名誉会長・名誉顧問・相談役・会長・副会長]

第 28 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長・名誉顧問・相談役を置く。

- (1) 名誉会長 1 名とする
- (2) 名誉顧問 2 名以内とする
- (3) 相談役 15 名以内とする
- (4) 会長 1 名とし、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (5) 副会長 3 名以内とし、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 名誉会長・名誉顧問・相談役・会長・副会長は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 名誉会長・名誉顧問・相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 名誉会長・名誉顧問・相談役は無報酬とする。

5 会長は、本会を代表して儀礼的な行為を行うほか、協会の事務の執行に関し、必要な助言を行うことができる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ指定された副会長がその職務を代行する。

第 6 章 理事会

[構成]

第 29 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

[権限]

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解任

[招集]

第 31 条 理事会は、年 2 回以上開催し、代表理事が召集する。

2 理事会の議長は、代表理事とする。

3 代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ指定された業務執行理

事が理事会を招集する。

- 4 代表理事が必要と認めたとき、又は理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、代表理事は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

[定足数]

第32条 理事会は、理事現在数の過半数の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

[決議]

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議に参加することのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く)は、理事会の決議があったものとみなす。

[議事録]

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

[基本財産]

第35条 基本財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、社員総会の決議により定める。

- 2 前項の財産の管理運用は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

[事業年度]

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

[事業計画及び収支予算]

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

[事業報告及び決算]

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款・社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (5) その他、法令で定める帳簿及び書類。

[公益目的取得財産残額の算定]

第39条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第40条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

[定款の変更]

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。ただし、軽微な変更を除く。

[解散]

第42条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

[公益認定の取消し等に伴う贈与]

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

[残余財産の帰属]

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

[委員会]

第45条 この法人の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議によ

- り、委員会を設置することができる。
- 2 委員会等の委員は、理事会が選任する。
 - 3 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
 - 4 委員会等は、法令及びこの定款により、社員総会並びに理事会の付与された職務権限（業務執行の決定ほか）を制約する運営を行うことはできない。

[事務局]

- 第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 職員の任免は代表理事が行うが、職員のうち重要な職員は、理事会の承認を得てこれを行う。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 公告の方法

[公告の方法]

- 第 47 条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する読売新聞に掲載する方法により行う。

第 11 章 補 則

[細則]

- 第 48 条 この定款の施行についての細則は、別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は石川正子とする。業務執行理事は高橋和実・本間弘一・今来サキ・森田 明・石川隆史・眞田玉雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の変更は、総会の議決の日（平成 26 年 1 月 24 日）から施行する。
- 5 この定款の変更は、総会の議決の日（平成 29 年 3 月 17 日）から施行する。
- 6 この定款の変更は、総会の議決の日（令和 2 年 3 月 30 日）から施行する。
- 7 この定款の変更は、総会の議決の日（令和 2 年 6 月 25 日）から施行する。
- 8 この定款の変更は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この定款の変更は、総会の議決の日（令和 7 年 6 月 6 日）から施行する。